

著作権の制限と消滅事由

[121 頁]

QUESTION

スマートフォンのデータをクラウドに同期するのは私的複製になるだろうか。

クラウドとは、ユーザーが、事業者等にインターネット上の（比喩的に雲の上にあるように表現される）共同使用のコンピュータなどにデータ等を保管・管理してもらい、必要に応じてアクセスして、手元にあるパソコンやスマートフォンなどに簡易・迅速に呼び出すことができる仕組みである。仮想化技術などを用いて、多数のユーザーがネットワークを通じてコンピュータを共有して効率化を図っている。ユーザーにとっては、ソフトの更新などを気にせず、また、大容量で保存でき、どの媒体（携帯、パソコン、iPad など）からも呼び出せるという点で便利である。

仮に、著作物の複製・送信の主体がクラウド業者ではなく、ユーザーであるとする（第8章 [202 頁] 参照）、同期することはユーザーの私的複製にあたるだろうか。特に、クラウドが30条1項1号の「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器」にあたるかが問題となる。

基本的に、録画媒体であるハードディスクが手元にあるのと、クラウドにあるのとでは違いがないため、私的複製は認められるべきであると考えられるが、どのような解釈論が考えられるだろうか。一つはクラウドが30条1項1号の想定するレンタル店の高速ダビング機と異なるという考え方がありうる。もう一つは、クラウドも個人に割り振られたスペース（ロッカー）は公衆用でないという理屈が成り立ちうるが、最判平23・1・18民集65巻1号121頁 [まねきTV 上告審] の判断と矛盾しそうである（⇒第8章 Column ⑩ [204 頁] 参照）。

しかし、そもそもこのように文言上著作権侵害にあたりそうなものをあたらないとする解釈論を考えないといけないこと自体が、クラウドの普及の妨げにならないだろうか。

解説

著作物の複製・送信の主体がクラウド業者かユーザーかが問題になる。

[ロクラクⅡ上告審]によると、クラウド業者がコンテンツを入力という枢要な行為をせずクラウドを提供しているにすぎない場合には、ユーザーが著作物の複製・送信の主体となりうる(第8章参照)。

クラウド業者ではなく、ユーザーが複製しているとすると、コンテンツを同期することはユーザーの私的複製にあたるだろうか。特に、クラウドが30条1項1号の「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器」にあたるかが問題となる。

基本的に、録画媒体であるハードディスクが手元にあるのと、クラウドにあるのと違いがなく、著作権者の市場を害さないであろうから、私的複製は認められるべきであろう。

解釈論としては、クラウドも個々人に割り振られたスペース(ロッカー)は公衆用でないという理屈が成り立ちうるが、最判平23・1・18民集65巻1号121頁[まねきTV上告審]の判断と矛盾しそうである(第8章204頁参照)。もう一つは、クラウドが30条1項1号の想定するレンタル店の高速ダビング機と異なるという考え方がありうる。街のコピー業者は附則第5条の2「著作権法第30条第1項第1号及び第119条第2項第2号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。」により、当分の間侵害とならないとされているが、これを反対解釈すると、クラウドは侵害となりそうである。

そもそもこのように文言上著作権侵害にあたりそうなものを、あたらないとする解釈論を考えないといけないこと自体が、クラウドの普及の妨げになりうる。立法論として、30条1項1号は削除すべきであろう。